

山形市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. ～3. 略					1. ～3. 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1]～[2] (2) ②略					[1]～[2] (2) ②略				
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 景観重点地区景観形成推進事業(七日町御殿堰周辺地区)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名 景観重点地区景観形成推進事業(七日町御殿堰周辺地区)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 都市計画道路旅籠町八日町線(香澄町工区)整備事業 内容 南北路線の道路整備事業 L=371m W=30m 実施時期 H28年度～R15年度	山形市	山形市中心市街地における都心リング西辺、駅環状道路東辺を担う重要な骨格道路であるとともに、山形市北部と山形市中心市街地を結ぶ幹線道路の役割も果たす路線である。自動車交通に加え、自転車、歩行者が安全に通行できる道路空間を整備し、回遊性及びアクセス性の向上、交通渋滞の解消を図ることで、「賑わいの創出」及び「居住環境の向上」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 都市構造再編集集中支援事業(都市再生整備計画(山形市中心拠点地区)) 実施時期 R5年度～ <u>R15年度</u>		事業名 都市計画道路旅籠町八日町線(香澄町工区)整備事業 内容 南北路線の道路整備事業 L=371m W=30m 実施時期 H28年度～R15年度	山形市	山形市中心市街地における都心リング西辺、駅環状道路東辺を担う重要な骨格道路であるとともに、山形市北部と山形市中心市街地を結ぶ幹線道路の役割も果たす路線である。自動車交通に加え、自転車、歩行者が安全に通行できる道路空間を整備し、回遊性及びアクセス性の向上、交通渋滞の解消を図ることで、「賑わいの創出」及び「居住環境の向上」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 都市構造再編集集中支援事業(都市再生整備計画(山形市中心拠点地区)) 実施時期 R5年度～ <u>R7年度</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 七日町第6ブロック北御殿堰整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名 七日町第6ブロック北御殿堰整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>事業名</u> <u>(仮称)花小路公園整備事業</u> <u>内容</u> <u>建造物の歴史的価値や料亭文化を活かした都市公園を整備する事業</u> <u>実施時期</u> <u>R4年度～</u>	<u>山形市</u>	<u>昭和レトロの街並みを残す花小路エリアにおいて、歴史的建造物を活かした都市公園を整備し、中心市街地の公園空白区域の解消と市民の憩いの場を創出することで、「賑わい創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。</u>	<u>支援措置の内容</u> <u>都市構造再編集集中支援事業</u> <u>実施時期</u> <u>R5年度～</u> <u>R7年度</u>		<u>(4)から移設支援措置の追加</u>				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 山形市商店街近代化推進事業	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(3)へ移設</u>				

5.～6.略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 やまがた秋の芸術祭	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>事業名</u> <u>旧千歳館を活用した街なか観光活性化事業</u>	<u>山形市</u>	<u>【位置づけ】</u> <u>旧千歳館を会場に、やまがた舞子らを活用したイベントを行うとともに当該施設のライトアップを実施する。さらに周辺エリアにおいて街歩きイベントや人力車の体験等を開催することで、街なかの賑わい創出につなげる当該事業は、目標①「賑わいの創出」に資する事業に位置付けられる。</u>	<u>支援措置の内容</u> <u>中心市街地活性化ソフト事業</u>	<u>区域内外</u>
<u>内容</u> <u>やまがた舞子らを活用したイベントやライトアップを実施する</u>			<u>実施時期</u> <u>R5年4月～</u> <u>R8年3月</u>	
<u>実施時期</u> <u>R4年度～</u>		<u>【必要性】</u> <u>来街者の増加に繋がり、「歩行者通行量」の増価に寄与する</u>		

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 山形市商店街近代化推進事業	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>事業名</u> <u>(仮称)花小路公園整備事業</u>	<u>山形市</u>	<u>昭和レトロの街並みを残す花小路エリアにおいて、歴史的建造物を活かした都市公園を整備し、中心市街地の公園空白区域の解消と市民の憩いの場を創出することで、「賑わい創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。</u>		
<u>内容</u> <u>建造物の歴史的価値や料亭文化を活かした都市公園を整備する事業</u>				
<u>実施時期</u> <u>R4年度～</u>				

5.～6.略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 やまがた秋の芸術祭	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>新規追加</u>				

ため。

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 休日夜間診療所等活用事業	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 <u>旧千歳館エリア・リノベーション事業</u>	山形市	<u>かつて老舗料亭「千歳館」として営業していた建物を利活用し、</u> 山形市の伝統芸能である「芸妓文化」の継承や歴史的建造物を活かした市民の憩いの場を整備することで、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。		
内容 国の有形文化財に指定されている老舗料亭の一部建物を利活用することで賑わいを創出する事業				
実施時期 R3年度～				

8 (略)

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は別紙参照

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会開催状況

(略)

○令和4年度第1回 構成員・幹事合同会議 令和4年5月13日

- ・令和3年度山形市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
- ・計画の進捗状況について
- ・計画の変更について

○令和4年度第2回 構成員会議 令和4年12月21日

- ・「基本計画への事業追加」について

[3] 略

10. ～12. 略

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 休日夜間診療所等活用事業	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 <u>(仮称)千歳館利活用事業</u>	山形市	<u>老舗料亭「千歳館」の一部建物を活用し、</u> 山形市の伝統芸能である「芸妓文化」の継承や歴史的建造物を活かした市民の憩いの場を整備することで、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。		
内容 国の有形文化財に指定されている老舗料亭の一部建物を利活用することで賑わいを創出する事業				
実施時期 R3年度～				

8 (略)

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は別紙参照

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会開催状況

(略)

○令和4年度第1回 構成員・幹事合同会議 令和4年5月13日

- ・令和3年度山形市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
- ・計画の進捗状況について
- ・計画の変更について

新規追加

[3] 略

10. ～12. 略